

振込規定

青梅信用金庫

1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入支払機を含みます。以下「自動機」といいます。)による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。

② 振込依頼書は当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他所定の事項を正確に記入してください。

③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 自動機による振込の依頼は、次により取扱います。

① 自動機は当金庫が別途お知らせする時間内に利用することができます。

② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫が別途お知らせする金額の範囲内とします。

③ 自動機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の電話番号その他の所定の事項を正確に入力してください。

④ 当金庫は自動機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前二項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または自動機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)をお支払いください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 自動機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前二項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細票等(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信す

ることがあります。

②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

- (2)窓口営業時間終了後および金庫休業日に自動機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いにより依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

5. (証券類による振込)

振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

6. (取引内容の照会等)

- (1)受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2)当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受取等の手続をとってください。ただし、当金庫口座からの振込の場合には、上記にかかわらず通知を省略のうえ引落口座に資金を返却する場合があります。

7. (依頼内容の変更)

- (1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および依頼人名を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
- ①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の組戻訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料の提示または保証人を求めることがあります。
- ②当金庫は、組戻訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2)提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたと、訂正の依頼を受付けたときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. (組戻し)

- (1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
- ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料の提示または保証人を求めることがあります。
- ②当金庫は、組戻訂正依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。振込資金の返却を受けるときは、当金庫所定の振込組戻金受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提

出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料の提示または保証人を求めることがあります。

(2) 提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、組戻し依頼の受付および組戻しされた振込資金の返却を行ったときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 第 1 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9. (通知・照会の連絡先)

(1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができない場合、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (手数料)

(1) 振込の受付にあたっては、店頭に表示する振込手数料をいただきます。

(2) 組戻しの受付にあたっては、店頭に表示する組戻料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。組戻しができなかった場合においても、組戻手数料は返却いたしません。

(3) 組戻しされた振込資金を返却せずにあらかじめその資金による振込を受付ける場合には、店頭に表示する振込手数料をいただきます。

(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12. (譲渡、質入れの禁止)

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座または貸越口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しまたは貸越金の引出しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定またはローンカード規定により取扱います。

14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するもの

とします。

(2020年4月1日 現在)
以上